

ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その6）

●ブラジル国内における新型コロナウイルス感染確定症例数等（3月18日現在）

- ・確定症例数：428名
- ・累計死亡者数：4名

●入国制限等

ブラジル政府は、3月18日、ロライマ州におけるベネズエラとの国境の一部封鎖に関する省令を発表しました。同省令によれば、ベネズエラからの外国人のブラジル入国（陸路のみ）が15日間制限されます。他方、物流は維持され、ブラジル人、ブラジル居住者及びブラジル政府の認可を受けた外国人専門家等には適用されないとしております。

●ブラジル国内動向のポイント（詳細についてはブラジル政府機関に御確認ください）

ブラジル政府は、3月17日、新型コロナウイルス感染者等に対する強制措置に関する省令を発表しました。同省令によれば、パンデミックへの衛生対策の有効性を高め、新型コロナウイルス拡散を防止するため、管轄機関によって課せられた規則に従わない場合は、刑法違反に問われる可能性があり、収監や罰金が適用され得るとしております。

●引き続き関連情報を収集し、感染予防に努めてください。

●万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は最寄りの在外公館までご連絡ください。

- ・在ブラジル大使館（https://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）
（連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州）
- ・在サンパウロ総領事館（https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）
（サンパウロ州、マト・グロッソ州、マト・グロッソ・ド・スール州、三角ミナス地域）
- ・在クリチバ総領事館（https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）
（パラナ州、サンタ・カタリーナ州）
- ・在ベレン領事事務所（https://www.belem.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）
（パラ州、マラニョン州、アマパ州、ピアウイ州）
- ・在リオデジャネイロ総領事館（https://www.rio.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）
（リオデジャネイロ州、エスピリト・サント州、ミナス・ジェライス州）

- ・在ポルトアレグレ領事事務所（ https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000040.html ）
（リオ・グランデ・ド・スール州）
- ・在マナウス総領事館（ https://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html ）
（アマゾナス州， ロンドニア州， ロライマ州， アクレ州）
- ・在レシフェ総領事館（ https://www.recife.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html ）
（セアラ州， リオ・グランデ・ド・ノルテ州， セルジッペ州， ペルナンブコ州， アラゴアス州， バイア州， パライーバ州）

【参考】

- 新型コロナウイルスに関する Q&A 【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- 新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）【外務省】

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

- ブラジル保険省新型コロナウイルス感染症例数等一覧

<http://plataforma.saude.gov.br/novocoronavirus/#COVID-19-brazil>

以上